

大学予備教育における普通教育の位置づけ

——明治三十五年学制改革案に対する二つのモデル——

所澤 潤

目次

解説

一 大学教育の二つのモデルと資料の価値

二 文書の流れと学制改革案の審議

三 資料に現われたモデル

二つのモデルからみた各上申と文部省案

東京帝大評議会の建議

学内意見の集約と大学教育課程像

四 おわりに

資料

資料目次

凡 例

本 文

解 説

一 大学教育の二つのモデルと資料の価値

ここに翻刻する資料は、明治三十五年の東京帝国大学に大学教育のあり方の理想として、予備教育の位置づけをめぐって二つの教育課程像が対立していたことを示すものである。

教育課程像は、法科大学の主張するものと工科大学の主張するものの二類型に分けられるので、とりあえずそれぞれ法科大学モデル、工科大学モデルとよぶことにする。その主要な違いは大学予備教育の内容にあり、法科大学は予備教育を普通教育のみとすることを理想とし、対する工科大学は専門教育に直結した内容を予備教育に加えることを理想とした。

資料の価値は、そのようなモデルの内実がどのようなものか、ということが公的な形で示されているところに見出せる。当時は、そうした教育課程に関する学内での比較検討は、通常学外に知られて記録されることがなく、そのため信頼できる資料がほとんどないか

らである。なお、資料はモデルという捉え方の妥当性を示すものではないが、解説中に併せて紹介する前後の事情から、その妥当性はほぼ確認できたと筆者は判断している。

二つのモデルの対立に筆者は、おもに入学者選抜の歴史の観点から関心を寄せている。法科大学モデルは、明治三十年代の東京帝大の入学者選抜制度の成立を説明する可能性を有するとともに、対立するモデルの存在が後の大正七年十二月公布の大学令下の、大学への無試験入学を保証する大学豫科制度を予見させるように思われるからである。

まず、法科大学モデルは、高等学校大学豫科卒業者に対する当時の大学の優先入学制度の成立を説明すると思われる。

明治三十年代の大学入学においては、高等学校大学豫科の卒業生は無試験で入学することが原則となっており、たとえば学習院高等学科の卒業生は、高等学校大学豫科卒業者の入学志望者をすべて入学させたあと、なお大学側の学生受入れ数に余裕のある場合にのみ入学することができた²。また、入学希望者が多く、高等学校大学豫科卒業者で入学できないものが生じた時は、翌年度の入学にあたって同じ学科に優先的に無試験で入学させることになっていた。

そのような関係は、大学豫科という制度がそういうふう¹に大学と直結したものである以上当然のことだ、と考えるのが通常だが、より根源的には大学予備教育は、普通教育でなければならぬ、という法科大学モデルから発しているように思われる。つまり大学は、予備教育として普通教育のみを必要としているので普通教育のみを

受けたものを優先的に入学させるが、そのような予備教育の施行は、ある程度大学入学志望者が増加した段階では、大学への優先入学が保証されていることによって維持されているような関係にあったと思われるからである。

次に工科大学モデルは、大正七年に公布される大学令で導入された大学豫科制度における、豫科から大学への進学の仕組みを予告しているように思われる。大学令では大学豫科は高等普通教育を行うとされ、高等学校と同様の教育課程を持つものとして、第十二条で「大学豫科ニ於テハ高等学校高等科ノ程度ニ依リ高等普通教育ヲ為スヘシ」と規定されたが、近年の研究では学則等には大学進学後の専門教育に対応する内容が含まれていたことが明らかにされている³。すなわち後の大学令下の大学豫科では、大学教育課程像に、工科大学モデルに近いものも育つてゆくとみられるが、そのような推移が、大学への無試験入学制度に支えられていると考えられるのである。

筆者が二つのモデルに関心を持つのは、それらモデルの存在が以上のような形で大学入学者選抜制度のあり方と深く関わっていたと思われるからである。

また筆者の進める入学者選抜の歴史研究以外の日本の高等教育史の領域でも、二つのモデルの対立は理解の枠組みとして有効であるように思われ、その点からも筆者は関心を寄せている。例えば、本資料の背景である明治三十五年の高等教育会議の記録「第七回高等教育会議議事速記録」⁴もその例ではないだろうか。論点の一つは大

学予備教育のあり方、特に普通教育の位置づけにあると捉えることが可能だが、通常は「明治以降教育制度発達史」にまとめられたものに従い、次のような内容にまとめられている。

・中学校補習科では、高等学校大学豫科の年限を一年短縮することによる学力低下を補うことはできない。

・大学豫備門に入学するために、全国の中学校卒業生が東京の中学校補習科に入学し、青年が都会に集中する弊害がおこる。

しかし、そのようなまとめは、学外者を説得するための表面的な根拠であるように思われる。普通教育の位置づけをめぐる大学教育モデルの問題という視点を試みる価値があると思われる。

二 文書の流れと学制改革案の審議

資料は、東京帝大が明治三十五年の大学予備教育改革案に反対する意見を表明する過程で作成された往復文書の原議である。同年の改革案とは、当時の文部大臣菊池大麓が高等教育調査会に諮問案を諮詢したことで知られるもので、いわゆる学制改革問題の一コマと位置づけられる。

以下では、文書の流れの上の本資料の位置付けを確認した後、各分科大学の上申及び文部省への建議を、法科大学モデルと工科大学モデルの対立に基いて解釈し、また工科大学モデルを読み取った根拠を、東京帝大内部の意見の集約過程をとおして示すこととした。

資料は、いわゆる一件書類であるが、大きく分けて三つの部分から構成されている。一つは大学本部と文部省との往復文書で、文部省からの照会（資料2）と東京帝国大学の回答（資料1）からなっている。第二は、大学本部と各分科大学の往復文書で、大学本部からの照会（資料3・2B）と、各分科大学から大学本部への上申（資料3・1、資料3・2、資料3・3、資料3・4）からなっている。また第三の部分は、東京帝国大学評議会議長から文部大臣への建議（資料6）である。あわせて一件の書類として、東京大学の公文書綴り「文部省往復」中に保存されていた。

因みに第一の部分の文部省照会は、明治三十五年十一月に菊池大麓文相から高等教育会議に諮詢された改革案の準備のためのものである。

翻刻資料と文書の流れの関係は次の枠内に示すようになってい。なお、この一連の審議においては、授業時数案として、最初に文部省の諮問案、次に各分科大学から東京帝大本部へ上申された各分科大学の修正、東京帝大がそれに基づいて文部省へ回答した修正、さらに評議会で示された松井農科大学長案、そしてそれをたたき台として評議会で示された工科大学の案が現れる。そこで、以下それらを便宜的に、文部省案、上申案、回答案、松井案、工科案となづけることにする。

① 文部省の省議決定 ・ 高等学校の修業年限の決定 ・ 中学校から高等学校への連絡関係の決定 （部別学科授業時数は省議決定に含まれないと思われる）	十月三十一日付け
② 文部省専門学務局長から東京帝大への照会 資料 2 ・ 部別学科授業時数（文部省案）	十月三十一日付け
③ 東京帝大本部から各分科大学へ照会を転送	
④ 各分科大学で審議 ・ 各分科大学では、授業時数については自らの分科大学への進学者に関わる部分についてのみ審議している。	
⑤ 各分科大学から東京帝大本部へ上申（上申案） 資料 3・1 法科大学上申 資料 3・2 工科大学上申 資料 3・3 理科大学上申 資料 3・4 農科大学上申	十一月十日付け 十一月十日付け 十一月十一日付け 十一月七日付け 十一月十一日
⑥ 東京帝大評議会審議 ・ 回答内容を決め、建議を行うことを決める	十一月十三日送達
⑦ 東京帝大から文部省専門学務局長へ回答 資料 1 ・ 部別学科授業時数（回答案）	十一月十四日送達
⑧ 東京帝大評議会から文部大臣への建議 資料 6 ・ 大学予備教育の学制について	十一月十八日
⑨ 東京帝大評議会審議 ・ 工科大学上申に相当する案の検討を行うことを決める	十一月十九日
⑩ 東京帝大評議会審議	

・ 松井案審議 ⑪ 各分科大学で審議 ・ 松井案審議	十一月二十一日
⑫ 東京帝大評議会審議 ・ 工科案提示 ・ 各分科大学の意見をまとめずに文部大臣に報告することをきめる	十一月二十四日
⑬ 文部大臣から高等教育会議へ諮問 （諮問案第三） 高等教育二関スル事項 一、高等学校ヲ帝国大学豫備門ト改メ修業年限ヲ二箇年トスルコト 二、帝国大学豫備門ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校補習科ノ一箇年ヲ修了シタル者又ハ之ト同等ノ学力ヲ有スル者トスルコト 三、第五高等学校ノ工学部ハ分離スルコト 四、帝国大学豫備門ノ学科、学科目及学科程度並ニ入学試験ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ムルコト （諮問案第四） 帝国大学豫備門学科授業時数ノ件 「別表学科時間割は略す」	十二月一日、二日
⑭ 高等教育会議で諮問案第三の一、二、四及び諮問案第四を否決	
⑮ 高等教育会議から文部大臣へ答申	

翻刻した内の資料 4 の「文部省諮問案ニ対スル法科大学ノ意見」、及び資料 5 の「理科大学上申案」は、学内審議用に作られた書類と考えられるが、どのような用途であったか、現在のところ特定できず、右の流れに位置づけられていない。

右の過程の④で諮問案が否決されたということは、この案が実現しないということの意味していたといつてよいようである。高等教育会議の答申は、行政的には影響力があり、同じ会議で可決された諮問案第五は、明治三十六年三月公布の「専門学校令」に結実しているからである。

また⑨、⑫の審議結果については、⑫の審議で文部大臣へ報告すると決定されているが、実際に報告した内容は記録がみつからない。従つて高等教育会議の審議への影響ははっきりしないが、少なくとも列席者をおして会議へ反映されたことは考えられる。

三 資料に現われたモデル

二つのモデルからみた各上申と文部省案

各分科大学から大学本部への上申（資料3）における意見の相違は、モデルの対立を前提とすれば、次の三つ側面に現われており、表Aにまとめたように整理できる。

①大学予備教育は普通教育のみであるべきだ、という考えと、大学予備教育は、専門に直結した基礎的内容を含むべきである、とする考え。この点は、予備教育と専門教育を明確に区分するか否かという点につながる。

②大学予備教育において、第二外国語を強化すべきであるという考えと、第一外国語主体とするべきであるという考え。第二外国語の強化は授業時数を不足させ、専門に直結した内容の増加を不可

能にする。

③大学予備教育を三年とするという考えと、予備教育三年間のうちの一年を大学一年次として、専門に直結した基礎的内容を含めるという考え。

法科・工科の両モデルに基づけば、法科以外の分科大学上申中の授業時数の修正意見は、その中間に位置づけられる。五分科大学間の意見の対立は、表面的には法科大学と他の分科大学の対立という構造が存在するように見えるが、法科大学と工科大学の教育課程像が両極にあると捉えたほうがより実際に近いように思われる。上申案（工科大学）さえも、文部省案に対して修正を加えたものだという制約により、なお妥協した面を持つ中途半端な時数となつているといえる。

各上申中に示された内容の概要は表Bのとおりである。反対理由、対案は上申中に明記されているものを掲げたが、部別学科授業時数修正の原則は、筆者が修正案中から読み取つたものを掲げた。

医科大学と文科大学の上申が資料中にないが、それは、両者とも簿冊に含まれていないためである。前者の理由は不明で、後者の理

表A 大学予備教育のモデル

	法科大学モデル	工科大学モデル
内容	普通教育	三年目は普通教育のほかに専門的内容に直結した科目
外国語	第二外国語重視	第一外国語主体
年数	三年間	三年間（但し三年目を大学で）

表B 各文科大学長上申の内容

	反対理由	対 案	部別学科授業時数修正の原則
法科大学	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校数を減じ、大学入学者数を減ずることは不可。 ・中学校補習科で学ぶものが増加し、その大多数が豫備門に入学できなくなるので不都合。 ・中学校補習科の一年では、教員・設備とも劣るため、高等学校の一年分に置き換えることができず、学生の学力低下を引き起こす。 	(対案なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・補習科に第二外国語を入れる。 ・豫備門の第二外国語を強化する。 ・実行される場合には、大学豫備門の学科課程を帝国大学評議会の諮詢事項とする。 ・専門に直結する基礎的内容を教えない。これは「法学通論」「経済通論」を削除していることからうかがえる。
医科大学	(上申書なし)	(上申書なし)	(上申書なし)
工科大学	<ul style="list-style-type: none"> ・大学豫科の素修上、現在の制度よりも不満足なる結果を来す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学予備教育を二年間とし、その課程を工科大学の所轄範囲とする。 ・現行三年目を大学に編入して大学教育を四年間とする。 ・大学の一年目に、専門に対応した大学予備教育を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・英語を強化する。 ・測量を強化する。 ・図画を強化する。 ・体操を削る。
文科大学	(文部省案に反対。上申書なし。)	(文部省案に反対。上申書なし。)	(文部省案に反対。上申書なし。)
理科大学	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校には良教員が不足。 ・地方経済で運営される中学校では設備が不十分。 ・高等学校大学豫科への入学が現状より一年遅れるため、入学できない生徒の進路変更が今より困難になる。 ・不規律なる競争試験準備学校がうまれてクラムの弊を生じること、そしてまた徳育上最も悲むべき結果がおこりそうであること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新設大学豫備門の課程を二ケ年とし中学卒業を以て入学の程度とする。 ・豫備門の学科課程は委員を設けて議定させる。 ・各部内の学科課程はなるべく同一にする。 ・大学院を拡張し特に同院学生のために講義を開き、その他の設備を完全にし、益々學術の蘊奥を攻究するの精神を貫徹させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補習科 この案で可。 ・豫備門 生徒将来の希望により学科を区々にすることを極力さけること、その結果として選択科目の数を原案の程度に止めること。
農科大学	(反対意見なし)	(対案なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・豫備門の授業時数を各学科とも同一とする。

由は「文科大学ハ此諮問ニ対シテハ改正案ニ反対ニ付別ニ修正ノ意見ヲ提出セズ」という記録が残されている¹⁰⁾。

法科大学以外の上申がいずれも中間的なものとなったのは、上申のもととなった文部省案にひきずられたためであろう。つまり文部省案中の授業時数表（資料2）もまた、両モデルの中間にある折衷したような内容で、モデルといえるような理念と整合性をもっていないからである。それは、右の三点に対応させて整理することで理解できる。

①大学予備教育の内容は普通教育の内容を主体とするが、また専門に直結した内容も含む。

②第一外国語主体で行うが、第二外国語もある程度行う。

③年限を二年間とし、豫備門入学前に地方の中学校の補習科で一年間学ばなければならない。

回答案、すなわち東京帝大から文部省への「回答」は、各上申中の授業時数を多少調整して足し合わせたものとなっており、後述の「建議」を別に提出することを前提として作成されたものである。明治三十五年十一月十一日の評議会で合意されたもので、回答案の内容は「大学豫備門学科課程修業時数等ニ対シ左ノ通り改正ノ「建議決ス」とされ、表1・1、表1・2、表1・3、及び表1・4のような形で文部省へ回答された。中学校補習科の授業時数を書いた表1・4の末尾の書込みも、「尤モ中学校補習科ノ科目等ハ本会ノ決議ヲ経サルモ法科ニ限り左ノ改正ヲ希望シ他ハ原案ニテ異議ナキトス」という決定に基づいている。

なお、理科大学及び工科大学の上申中に示された本格的な対案については、理科大学の上申は「理科大学提出ノ大学豫備門ニケ年ノミヲ修業シタルモノヲ大学ニ入学セシメ中学校ニ補習科ヲ置カサルノ件ハ否決」ということになったが、工科大学の上申についてはこの日検討されていない。その後の展開を追うと、後者の検討は後回しにされたということであるらしい。

東京帝大評議会の建議

資料6は、東京帝国大学評議会議長名の「建議」である。建議は十一月十一日の評議会でなされた次のような決定に基づいており、照会に対する回答とは独立した性格のものである。

文部省ヨリ諮問セル高等学校ヲ廃止シ大学豫備門ヲ置キ其修業年限ヲ二ケ年トシ中学校ニ補習科ヲ置クニ付其學課程ニ付審議シタルニ結果右制度ノ改正ニ付キテハ本學ニ於テハ不賛成ニ付其旨建議スルトス¹¹⁾

建議の主張は、二つのモデルの対立を前提とすれば、法科大学モデルに基づいたものと捉えられるが、内容にふれる前に、「建議」が、省議決定及び省議決定を前提とした授業時数案（文部省案）を覆すために東京帝大がとった行政的手段であったことを、確認しておくこととしたい。

「建議」は、帝国大学令第八条の「評議会ハ高等教育ニ関スル事項ニ付其ノ意見ヲ文部大臣ニ建議スルコトヲ得」という条文に基づくものであった。文部省から東京帝大に届いた文書（資料2）は、省議決定を前提とした文部省案に関する照会であったが、それに対

して、東京帝大は照会に対する回答のほかに「建議」を行ったのである。

「建議」を行ったこと自体、この省議決定及び文部省案に対して学内の反発が非常に強かったことの反映であった。照会中に示された文部省案、及びその前提にある省議決定に対する反発の強さは、「照会」に対する農科大学以外の分科大学の回答の内容からうかがえる。さらに、文科大学は改革案そのものに反対ということで、さきに触れたように修正の意見を提出していない。また、法科大学（資料3・1）及び理科大学（資料3・3）の上申中に、「諮詢」「建議」という語が用いられているが、「照会」を諮詢ととらえ、省議決定及び文部省案を覆そうという意図さえ読み取れそうに思われる。

さて「建議」の内容についてだが、改革に反対し、その理由を述べるといふもので、文部省案への批判が主になっている。

あげられている理由は次のようなものである。（一）内に上申した分科大学を示す。

- ・ 学力の低落をきたす（法科・工科大学）
- ・ 東京に全国から入学志願者が集中する（理科大学）
- ・ 補習科進学者が豫備門に入学できずに、進路変更をする必要が生じるが、その人員の数が著しく多くなる可能性がある。

（法科・理科大学）

・ 集中的に国庫負担で大学志願者を養成すると、分散的に地方で地方費によって大学入学志願者を養成すると、どちらが経

済的に効率がよいか。後者は人数も増加する（上申中になし）
 ・ 高等学校の数が減少すれば、大学の入学数が減少するが、それは世界の潮流に反する。（一部法科大学）

ただ、このように理由はあげられていても、いずれも、入学者の学力低下や受験生の動態など、どちらかというところ行政的な観点から捉えやすいもので、普通教育のみを行うという大学予備教育の内実を踏み込んだ理由となっていない。

「建議」にあげられた理由がそのような性格になったのは、学内で理想とするモデルが統一されていなかったためと考えられる。「建議」は、法科大学モデルと工科大学モデルの中間にあつたといえる文部省案を阻止するという点で学内の合意をみたもので、改革反対、現状維持を主張したため結果的に法科大学モデルの立場がとられている。しかし、学内で理想とするモデルが統一されていなかったため、大学予備教育で普通教育のみを行うべきかどうか、という教育課程のあり方の内実に踏み込まなかったと考えられる。二つのモデルの対立を前提とすれば、以上のように把握することが可能である。

学内意見の集約と大学教育課程像

これまで二つのモデルの存在を前提として解説を進めてきたが、ここで、工科大学の主張をモデルと位置づけるに価するものと筆者が判断する根拠をあげておきたい。それは、主張の全貌が示されていること、及びそれが授業時数案（工科案）として十分に具体化されていることである。主張の全貌は、上申中に添附された「工科大

学将来ノ希望大要」(資料3・2C)に示されており、また授業時数案として具体化されたものは、その後の学内の意思決定過程で学内に提示されるに至っている。対する法科大学モデルの方は、それが現状である以上、あえてその存在を想定する根拠をあげなくてよいであろう。

まず、「工科大学将来ノ希望大要」は、資料3・2中の差出しの際に添付された文書に記されたところによれば、工科大学教育の改革案としてすでに文部省に差出されたものを再び差出したものであった。大学予備教育と本科教育の仕組みの改革について「本学将来ノ希望ハ追テ学制ヲ改メ高等学校大学豫科課程中最後ノ一ケ年ヲ大学ニ編入シ現今ノ修業期限三ケ年ヲ四ケ年トナスニアリ」と示されている。それは、当時の工科大学の場合の大学予備教育三年間、大学教育三年を改めようというものであった。

改める理由は、現行の高等学校大学豫科の最後の一年間は、「工理農ノ三分科志望者ヲ区分シ教授スルノ規程」であるが、「實際教授ノ課目ハ殆ント皆共通」であつて、「一分科大学ヲ主トシ教授スルコト」ができない、というものであった。つまり、現行の教育課程の普通教育のみという性格が工科大学にとっては不適切であるという主張である。

そして、それを改め、「大学豫科課程中最後ノ一ケ年ヲ大学ニ編入」して、「各分科特種須要ノ教授」を行い「各自専門ノ学科研究上適切須要ナル素修ヲ増ス」という教育課程が示されている。すなわち大学予備教育の最後の段階で普通教育以外の内容をも加えると

いうものである。それを実行すれば、「大学ニ於ケル修業期限一ケ年ノ延長ハ恰モ一ケ年半餘ノ延長ニモ均シキ効果ヲ奏」するだろう、と予想している。

次に、主張を具体化するものとしての授業時数案(工科案)だが、その案の内容と、意思決定過程において二日間というわずかな時間で成案が提出されたところに、工科大学の教育課程像がすでに組織内で相当に検討を積み重ねたものであつたことがわかる。

その授業時数案は、評議会で十一月十一日、十八日、十九日の審議を経た二十一日の審議で工科大学により示されている¹²。工科大学の上申内容が審議の対象となつたのは、文部省への回答と建議を終えた後の十八日からであつた。

まず、十八日は、大学豫備門最後の一年を大学の第一年度の課程とする、という工科大学長上申中の対案に相当する内容が取り上げられ、「大学豫科ノ第三年ヲ大学ニ入レ中学校ニ補修科ヲ置カズシテ高等学校ノ課程ヲ二ケ年ニ短縮スル」ニ付協議シ結局松井農科大学長ニ於テ学科等ノ原案ヲ起草シ更ニ協議スル」¹³となつた。また、「大学ニ於テ右一ケ年ヲ引キ受クルトスルハ教場ノ有無及所要ノ費用等ハ更ニ取調ブル」トス」としている。

翌十九日の審議では、前日の決定を受けて松井農科大学長の「起草」した案が示され、「右」大学豫備門第一部、第二部、第三部時間割」ニ付審議シ多少ノ修正ノ申出アリタルモ結局右松井案ヲ原案トシ各分科大学ニ於テ教授会ノ議ニ附スル」トス」とされている。松井案を整理したものが表C-113の一部である。

表C-2 松井案の大学一年次の授業時数と工科案における修正

() 内は随意の時数

——の枠内は、工科大学。矢印◀▶の左側の部分が、工科による修正。
 ・第一外国語、第二外国語の欄には両者の合計時数を記入した。
 ・原資料には第一部卒業生の備理が欠けているが、第二部、第三部には置かれているので、この表には掲げた。

	第一部卒業生		第二部卒業生						第三部卒業生				
	法科大学	文科大学	土木 建築	機械 造船	電気 造兵	応用化学 火薬	探鉱冶金	数学 物理学	化学	薬学 動物 植物 医	地質 農学 農芸化学	林学	医学科
倫理													
第一外国語	18	18	4 ▶ 12	0 ▶ 12	4 ▶ 12	4 ▶ 12	4 ▶ 12	12	12	12	12	12	13
第二外国語													
歴史	3	3											
論理及心理	2	2											
法学通論	2	2											
経済通論		2											
羅旬後 (?)										(2)			2
数学			8 ▶ 6	8 ▶ 6	8 ▶ 6	6	8 ▶ 6	6	6				実験 3
物理					実験 4 ▶ 0								
化学					実験 2	講義 3 ▶ 実験 10	実験 4 ▶ 実験 2	2	2	2	2	2	実験 3
動物										2	2	2	
植物										2	2	2	
動物植物													講義 4 実験 3
地質鉱物			2	2	0 ▶ 2	2	3 ▶ 2	2	2	2	2	2	
測量			講義 3 ▶ 3 実験 3	講義 3 ▶ 3 実験 3	講義 3 ▶ 3 実験 3	講義 3 ▶ 3	講義 3 ▶ 3 実験 3	3	3		3	3	
図画			15 ▶ 6	15 ▶ 6	10 ▶ 6	6	10 ▶ 6	3		3			
合計	25(27)	27	35 ▶ 29	31 ▶ 29	34 ▶ 31	34 ▶ 31	35 ▶ 31	26	22	23(25)	23	26	28

*資料では、独法のみ() がないが、他の部分とは違がわからないので、ここではすべて随意と判断した。

表C-3 松井案の大学1年の外国語の内訳と工科案における修正

— の卒内は、工科大学。矢印◀の左側の部分が、工科による修正。

	第一部 卒業			第二部 卒業		第三部 卒業		
	準備門に英語で入学 独法・独文に進学	仏法・仏文に進学	その他	工科大学 機械造船	その他	理科大学 農科大学 医科大学	準備門に独語で入学	準備門に英語で入学
第一外国語	独 14	仏 14	英 9	英 0◀4	英 0◀4	英 4	独 7	独 10
第二外国語	英又は仏 4	英又は独 4	独又は仏 9	独 0◀8	独 4◀8	独 8	英又は仏 6	英又は仏 3
合計	18	18	18	0◀12	4◀12	12	13	13

表C-4 新たに要する教員数 (工科案)

科目	新たに要する教員数
第二外国語 (独語)	1
数学	1
物理	1
化学	2
地質鉱物	1
測量	2
図画	2

そして二十一日には、各分科大学の教授会の議を受けて、「松井案二関シ各教授会ノ結果ヲ報告アリタリ」という展開となった。各分科大学教授会の結果は次のとおりで、結局審議したのは工科大学のみであったが、その席で工科大学は、松井案を修正した工科大学を提示した。工科大学において松井案に対してなされた修正は、表C1-1-3の太二重線枠中の矢印◀の左側の部分に示されたとおりである。また工科大学では、表C-4に示したようなあらたに要する教員数も示された。

・法科大学

法科大学ニ於テハ松井案ハ文部省案ヨリモ劣ルモノニシテ議スルノ価値ナキモノナリ

・医科大学

医科大学ニ於テハ松井案ハ制度ノ上ニ於テ不可ナリ費用ヲ十分支出スル件ハ文部省案ヨリモ可ナルベケレモ到底費用ヲ十分ニ得ル能ハサルモノナルニヨリ不可ナリ依テ教授会ニ於テ之ヲ議セズ

・工科大学

工科大学ニ於テハ賛成ナリ工科ノ素望ニ合スルニシテ可ナリ又設備ヲ十分ニナサバ松井案ノ方現制ヨリ優ルモノナリ（全体ノ学課等ノ改正ヲナスモノニシテ遙カニ優ルトナルベシ）
又修正案「表C-1-4に整理した内容」ヲ提出セリ

・文科大学

文科大学ニ於テハスル大問題ヲ短時日ニ議スルハナシ難シ故ニ議セズ現制ヲ尤モ可トス若シ松井案ト文部省案トヲ比較セバ松井案ノ方可ナリ

大学予備教育における普通教育の位置づけ

・理科大学

理科大学ニ於テハ大体賛成ナリ松井案ト現制トハ優劣ナク考ナリ修正意見アルモ茲ニ述ヘズ

・農科大学

農科大学ニ於テハ松井案大体賛成ナリ現制ト松井案トノ比較ハ教授会ノ議題トナラズ

工科大学の意向は、以上の過程において、上申案と工科大学に現われ、また両者の違いにも現われている。工科大学は上申案よりも、自由な条件で提出されたもので、より「工科大学将来ノ希望大要」に即した理想に近いものとなっている。両案を、他の三案と併せて対照したのが表Dである。

上申案と工科大学に共通するのは、三年目（工科大学では大学一年次）に進学先に応じて専門的内容に直結した図画が増やされていることである。

また工科大学が上申案と異なるのは、三年目（工科大学では大学一年次）に専門的内容に直結した数学、化学、地質鉱物、測量、及び図画の時数が進学先に応じて大幅に増やされ、代りに語学が削減され、特に第二外国語が実質的に行われなくなっていること、また一年目に物理がかなりの時数で導入されていることである。

共通点からは予備教育の最後の学年で専門性の強い教科の時数を増加することを望んでいたことが読み取れ、相違点からは、それを同学年の外国語と引き替えにしても実行したいと考え、かつ、一

表 D 工科大学予備教育に関する各案中の授業時数

() 内は文部省案及び上申案中の第一選択科目、「」内は文部省案中の第二選択科目。
 ・進学先学科によって選択する時数が異なる場合、時間数を「」で区切って併記した。
 ・科目名は異なるが、内容がかなり重なると思われるものについては、点線で区切った。
 ・文部省案及び上申案では一年目は中学校補習科、また松井案及び工科案では三年目は大学一年次。

	一年目					二年目					三年目				
	文部省案	上申案	回答案	松井案	工科案	文部省案	上申案	回答案	松井案	工科案	文部省案	上申案	回答案	松井案	工科案
修身	1	同左	同左												
倫理															
国語(及)数学	3+[3]	同左	同左												
国語				3	3										
第一外国語	英10	同左	同左	英7 独4	英12 同左	英7 独, 仏3	英8 同左	英8 同左	英8 同左	英6 独, 仏3	英8 同左	英8 同左	英4 独8	英4 独0, 4	0
第二外国語															
歴史地理	(3)	同左	同左												
歴史															
数学	3+[3]	同左	同左	5	4	6	同左	同左	4	同左	6	同左	6	6, 8	
物理及化学	2	同左	同左												
物理				3	5	3	同左	同左	3	2	3	同左		0, 4	
化学				3	0	3	同左	同左	3	5	3, 5	同左	0, 2	0, 2, 4, 13	
博物	(3)	同左	同左												
地質						2									
地質鉱物						2	同左						2	0, 2, 3	
測量							3	0			0, 3	3	同左	0, 3	3, 6
図画	(3)	(5)	(3)	3	0	3	4	3	3	0	3	4, 6	同左	0, 3, 6	6, 10, 15
体操	3	同左	同左	3	同左	3	0	3	3	同左	3	0	同左		
計	22+(3)+[3]	22+(3,5)+[3]	22+(3)+[3]	31	同左	30	32	31	同左	30	29, 30, 32	32	同左	22, 26, 29, 31	31, 34, 35

年目で理工系學術の基礎と考えられる物理学を重点的に導入したいと考へていたことが読み取れる。

対する法科大学は、工科大学が専門的な内容を加えたのと対照的に、上申案で「法学通論」「経済通論」という専門的な予備教育を全く削って語学の授業時数を増加していた。また、工科大学が「工科ノ素望ニ合スルニシテ可ナリ」と評価した松井案に対しても、法科大学は「文部省案ヨリモ劣ルモノ」という厳しい評価を下している。

筆者は「工科大学将来ノ希望大要」及び工科案について、以上のように把握している。従って、工科大学の教育課程像は、相当の完成度をもって示され、かつ法科大学モデル、あるいは現行の教育課程と根本的に相容れない形で十分に具体化されていた、というのが筆者の評価である。そこで、筆者は、工科大学の教育課程をモデルと捉えるに値するものであると判断し、法科大学モデル、工科大学モデルという対立した大学教育モデルを立て、当時の学内の教育課程に関する意見の相違を説明することを試みた。

四 おわりに

最後に両モデルの対立の、この時点での決着についてふれておきたい。

結局、法科大学モデルが維持されることになる訳だが、それは学内の意思決定過程で意見が集約されなかったことよってしている。二

十二日の審議では松井案の評価をまとめず、「各分科大学ノ意見大略右ノ如シ」「さきに紹介した各教授会の結果をさす」而シテ右ノ結果ヲ其儘文部大臣ニ報告スルヲトス又改正ニ伴フ人員費用ノ如キハ総長ニ於テ取調ヘノ上同時ニ報告スルモノトス」ということになっている。

その背後には、相容れない両モデルの対立という問題があったというのが筆者の解釈である。勿論、工科案には新たに必要な教員数が示されており(表C-4)、また特に医科大学からは「費用ヲ十分支出スルハ文部省案ヨリモ可ナルベケレト到底費用ヲ十分ニ得ル能ハサルモノナルニヨリ不可ナリ」という懸念が表明されているが、それは本質的な問題ではなかったと考えられる。

しかし、筆者はモデルの選択の問題は今後の検討に譲りたいと考えている。それは、この時点で交わされている議論に現われていることのみがモデル選択の決定要因ではなく、二つの歴史的要因が関わっていると考えられるからである。

一つは法科大学モデルが長い歴史を持っていることである。ここである法科大学モデルは、東京帝大の法科、文科及び理科の三分科大学の前身の開成学校が、本科の専門教育を始めようという明治七年九月の段階で、同年三月のモルレー提案のモデルを採用したことに始まっている¹⁰⁾。それが、帝国大学誕生の際に、高等中学校という形で明確に法令上に制度化され、そして明治二十七年成立の高等学校大学豫科に受け継がれ、明治三十五年当時の現状が形成された。

もう一つは、工科大学の前身校が、他分科大学と別個の工部大学

校だったことである。帝国大学の一部となる直前の明治十八年から十九年の教育課程においても、預科二年、専門科二年、実地科二年という年限になっており、そこでは異なる大学教育モデルが形成されていた。¹³⁾

ここでは歴史的背景については以上の二点に触れるに止め、検討は今後に譲ることとしたい。

註

- (1) 所澤潤「東京帝国大学入学選抜における、翌年度入学の「先入権」の制度―明治三十(二八九七)年の導入から大正六(一九一七)年の廃止まで―」『東京大学史紀要』第七号、東京大学史料室、一九八九年、二一―四四頁
- (2) 所澤潤「帝国大学入学の優先順位の導入―学力水準を確保する仕組みの転換と学習院高等学科卒業者―」編集委員会(編)『西垣晴次先生退官記念 宗教史・地方史論纂』刀水書房、一九九四年、七三―七六頁
- (3) 藤原政行「『大学令』と予科教育」『日本大学史紀要』第二号、一九九六年、七七一―七五頁
- (4) 『第七回高等教育会議事速記録』明治三十六年、文部大臣官房、二二―三―二二六、一三九―二四一、二四七―二五四頁など(国立国会図書館所蔵)に、大学予備教育をめぐる議論がみられる。
- (5) 教育史編纂会(編)『明治以降教育制度発達史』第四卷、一九六四年(重版)、教育資料調査会、六五〇―六五一頁
- (6) 例えば、平原春好『日本教育行政研究序説』一九七〇年、東京大学出版会、三三二頁は、(5)の部分を引用している。
- (7) 同右

- (8) 前掲(4)、三九―四一頁。国立国会図書館所蔵。また教育史編纂会(編)前掲(5)、六四四―六四九頁
- (9) 平原、前掲(6)、三一―三三三頁
- (10) 評議会の記録
- (11) 同右
- (12) 同右
- (13) 所澤潤「大学進学の始まりと旧制高等学校教育の起源―明治七年三月のモルレーの建言のもたらしたものの―」『東京大学史紀要』第十四号、東京大学史料室、一九一五八頁、一九九六年
- (14) 『工部大学校学課並諸規則』(明治十八、十九年)、六五頁

資料

資料目次

凡例

- 資料1 文部省照会に対する回答
- 資料2 文部省専門学務局長から東京帝大への照会
- 資料3 各分科大学の上申
- 資料3・1 法科大学上申
- 資料3・2 工科大学上申
- 資料3・2A 上申書本文
- 資料3・2B 上申書別紙(授業時数)
- 資料3・2C 上申書別紙(工科大学将来ノ希望大要)
- 資料3・3 理科大学上申
- 資料3・4 農科大学上申

- 資料4 「文部省諮問案ニ対スル法科大学ノ意見」
 - 資料5 理科大学上申案
 - 資料6 東京帝国大学評議会議長建議
- 別掲の別紙

- 表1・1 大学豫備門第一部学科時間割
- 表1・2 大学豫備門第二部学科時間割
- 表1・3 大学豫備門第三部学科時間割
- 表1・4 中学校補習科学科程度時数
- 表2・1 大学豫備門第一部学科時間割
- 表2・2 大学豫備門第二部学科時間割
- 表2・3 大学豫備門第三部学科時間割
- 表2・4 中学校補習科学科授業時数
- 表3・1・1 大学豫備門第一部学科時間割

大学予備教育における普通教育の位置づけ

- 表3・1・2 大学豫備門第一部学科時間割(表2・2と同じ表)
- 表3・1・3 大学豫備門第三部学科時間割(表2・3と同じ表)
- 表3・1・4 中学校補習科学科授業時数
- 表3・2・1 大学豫備門第一部学科時間割(表2・1と同じ表)
- 表3・2・2 大学豫備門第二部学科時間割
- 表3・2・3 大学豫備門第三部学科時間割(表2・3と同じ表)
- 表3・2・4 中学校補習科学科授業時数
- 表3・4・1 大学豫備門第二部学科時間割

凡例

- 1 資料は簿冊『文部省往復』明治三十五年(庶務部庶務課整理番号A一〇九)一九二丁以下に保存されている。それらを簿冊中の編綴順に排列したが、別紙の表は末尾にまとめて掲げた。
- 2 簿冊の名称は「」で囲んだ。
- 3 原文書中の各頁、各丁に記されている頁、丁の数字は省略した。
- 4 漢字は原意を損わない限り、人名も含め常用漢字体のあるものは常用漢字体に改めた。判読できない箇所は一字当り一個の□で示した。
- 5 翻刻にあたっては、なるべく原文の文字排列を活かすように努めたが、一行の字数は原本に揃えていない。また起案、供閲等の検印の排列は別途に整理して掲げた。
- 6 朱記部分は太字で掲げた。また、削除については、朱による削除を——で、墨筆による削除を——で示した。削除を示す「削」という書込みは、—— または—— で置き換えた
- 7 「」を用いて、文書中に墨筆、又は朱により加筆された部分を示した。朱記加筆の場合は太字とした。但し末尾の表中においては、朱記加筆は「」を用いずにそのまま太字で示した。朱記以外の加筆はアラビア数字の部分には、そのまま示し、他は「」を用いて示した。

8 「一」…解題者による簡単な註記。

9 ◎の下に次のように文書の種類を示し、また簿冊中の傍頭の丁の数字を掲げた。受領文書には、分科大学から本部へ上申されたものを含む。

発信文書（稟議書）／受領文書／受領文書（写し）／
発信文書別紙（稟議書）／受領文書別紙／
文書の性格不明（学内審議用か）

10 書面上に記入された情報を次のように整理して掲げた。記入のない場合は原則として掲げていない。受領文書については、発信者側で記入した情報を▽の下に、受信者側で記入した情報を▼の下に掲げた。

(1) ①用紙の色、大きさ、行数、及び書かれている部局名。袋綴じか否かの別は掲げない。蒟蒻版刷りとしたものは、当時の類品の簡易印刷法による印刷物である可能性もある。用紙大きさは簿冊大のものについては記入せず、それより小さいものを小型とした。

(2) ①発信文書の文書番号。発信文書で番号がない場合は、番号なしとした。受領文書では、関連文書の番号が記載されている場合にそれを掲げた。

② (イ)起案または收受の日付け。起案・收受の際の役職名と検印。日付けと印は同一行にない場合もあるが、その別は示さなかつた。

(ロ)起案を受けて決裁する側の印。または收受した文書を供関する印。

③ 花押の順序は、文書上に示されている役職ごとに分け、役職が別の行に同じ高さで横に書かれている場合は境目に／を入れ、高さを下げて脇に書かれている場合は境目に／／を入れた。

(4) 文書受領後または稟議決裁後の文書処理、例えば送達、回答、供関、学内通知等に関係したものを。

(ロ)文書の発信形態についての指示、例えば「親展」「秘」

(3) ①秘の文字。「一」内に掲げた。
② 割り印の文字。文中に見える部分のみ「一」内に掲げた。
(4) その他、文書に書込まれた情報。

11 本文中に書かれた部分に註記する場合、*を傍点として付し、資料の傍頭に別途に*の下に説明を付した。

12 ③秘、印、割り印の文字はそのまま「一」内に示した。朱印は太字とし、改行のある場合、／により示した。④【熊男】は書記官丸山熊男、⑤【恭平】は書記官心得中村恭平、⑥【冢恂】は冢塚恂のものである。

13 花押は「花押（人名）」又は「花押（未判読）」のようにした。朱記の場合、太字とした。また筆、鉛筆としたのは墨筆、鉛筆による署名である。

14 既存の表を修正して、表中に追加記入された項目は、追加項目全体を囲う野線枠を太線とした。

15 表が用紙の野線を利用して書かれている場合には、書込まれた横野を太線とした。

資料 1 文部省照会に対する回答

◎ 発信文書（稟議書） 一九二二

(1) ①「東京帝国大学」茶色小型一〇行野紙

東京
② ① 帝国乾第六巻八号
大学

② (イ)明治三十五年十一月十二日／書記④【冢恂】⑤【勝多】

(ロ)総長⑥【山川】／書記官⑦【熊男】⑧【恭平】／分科大学長【花押（穂積八束）】⑨【青山】⑩【箕作】⑪【辰野】「この印のみ上下倒立して押されており、工科大学にとって不本意だという意味が込められている可能性がある」⑫【松井直吉】⑬【花押（井上哲次郎）】

③ (イ)十一月十三日／送達済
上部欄外右に「秘」、左に「親展」

東京
帝国乾第六老八号 按
大学

高等学校ノ修業年限ヲ二ヶ年トシ中学校補習科一ヶ年ヲ終リタル者ヲ入学セシムルコトニ省議決定ノ趣ヲ以テ其部別学科授業時数ニ関シ本学意見御承知相成度旨御照会之趣了承右修業年限ヲ短縮シ補習科ヨリ入学セシムル義ニ付而ハ別ニ本学之意見建議致候間□成該建議御採用相成候様切望致候得共万一御採用無之候節ハ部別学科授業時数別紙之通修正相成度旨評議會ニ於テ議決致候処此段及御回答候也

年月日

文部省専門学務局長宛

総長

追テ本文之通授業時数修正相成候々中学校補習科授業時数表中別紙之通法科志望生ニ関スル一項ヲ追加セラレ度希望ニ有之候也

- 〔別紙 表1・1 大学豫備門第一部学科時間割 一九四丁〕
- 〔別紙 表1・2 大学豫備門第二部学科時間割 一九五丁〕
- 〔別紙 表1・3 大学豫備門第三部学科時間割 一九六丁〕
- 〔別紙 表1・4 中学校補習科学科程度時数 一九七丁〕

資料2 文部省専門学務局長から東京帝大への照会

◎受領文書 一九八丁

大学予備教育における普通教育の位置づけ

- (1) ①「吟味」茶色一三行野紙
- (2) ① 東京
帝国坤〔乾〕第六一八号
大学

- ② (イ) 明治卅五年十一月一日 書記 ⑧「冢悔」〔花押(未判読)〕
- (ロ) 「先以/供閱」/総長 ⑨「山川」/書記官 ⑩「熊男」 ⑪「恭平」
- ③ (四) 上部欄外に「本写ヲ各分科/大学長へ送付/致置候」
- (3) ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

文部省
文書課 寅專甲一一四二号

高等学校ノ修業年限ヲ二ヶ年トシ中学校補習科一ヶ年ヲ終リタル者ヲ入学セシムルコトニ省議決定相成候ニ付テハ其部別学科授業時数別紙ノ通り相成度候御意見如何ヤ至急承知致度此段及照会候也

明治三十五年十月三十一日

文部省専門学務局長理学博士松井直吉 閣

東京帝国大学総長理学博士山川健次郎 殿

- 〔別紙 表2・1 大学豫備門第一部学科時間割 一九九丁〕
- 〔別紙 表2・2 大学豫備門第二部学科時間割 二〇〇丁〕
- 〔別紙 表2・3 大学豫備門第三部学科時間割 二〇一丁〕
- 〔別紙 表2・4 中学校補習科学科授業時数 二〇二丁〕

資料3 各分科大学の上申

資料3・1 法科大学上申

◎受領文書 二〇三丁

(1)①「東京帝国大学法科大学」青色小型一〇行罫紙

(2)①▽④の文字は【東京帝国大学法科大学長印】

高等学校ノ修業年限ニ関スル文部省諮詢案ニ対スル法科大学教授会ノ意見別紙之通ニ有之候別紙第一案ヲ先ツ評議會ノ議ニ附セラレ度第一案通過セサルトキハ第二案ノ通り御修正相成様致度此段法科大学教授会ノ希望ニ依リ上申致候也

明治三十五年十一月十日

東京帝国大学法科大学長法学博士穗積八束

東京帝国大学総長理学博士山川健次郎殿

〔別紙。二〇四丁以下〕

第一案

高等学校ヲ廃止シ大学豫備門及中学校補習科ヲ置クノ文部省改革案ニ対シテハ東京帝国大学評議會ハ之ヲ不可ナリトスルノ意見ナル旨ヲ帝国大学令第八条ニ依リ建議セラレンコトヲ望ム

理由

一改正案ノ実施ハ高等学校ノ数ヲ減スルカ故ニ大学入学者ノ数ヲ減スルコト、ナルヘシ而シテ現制ニ於テモ大学入学者ハ大学ニ於テ収容シ得ヘキ定員ニ滿タス大学ニ入りテ高等専門教育ヲ受ケント欲スル者ニ対シ現行制度ヨリモ尚甚シク人為的ニ之ヲ制限杜絶ス

ルハ不当ナリト認ム

一改正案ニ依レハ各地方ニ中学校補習科ヲ置クコト、ナルヘク又中学校卒業生ハ試験ヲ要セス直ニ補習科ニ入ルコトヲ得ヘシ大学豫備ノ第一年タル補習科ニ入ルハ地方ニ在任シナカラ無試験ニテ之ヲ為シ得ルカ故ニ勢ヒ其数多カルヘク一方ニ於テハ大学豫備門ノ数ヲ減スルモノトスレハ其結果多数ハ豫備門ニ入ルコトヲ得ス一ケ年ノ補習ハ徒勞ニ属シ生徒ノ方向ヲ迷ハシムルノ弊甚シカルヘシ

一改正案実施ノ結果ハ大学生ノ学力ヲ低落セシムルハ必然ナリ是レ此案ニ反対セサルヲ得サルノ理由ノ最大ナルモノトス現制高等学校ノ成績ニ付テモ大学ハ常ニ其入学者ノ準備の学力ノ不足ヲ訴フ此ノ改正案ニ依ルトキハ現制高等学校第一年級ニ代ハルヘキ中学校補習科ハ其教員ニ於テ其他諸般ノ設備ニ於テ遙カニ現制ヨリモ劣ルヘキハ明カナルヲ以テ大学入学者ノ準備の学力ハ大ニ低落スヘシ特ニ外国語ニ於テ甚シカラム修業年限ヲ短縮スルコトナクシテ其学力ヲ低クスルハ害アリテ利ナシ加フルニ大学入学者ノ学力ヲ低クスルハ大学教育ノ程度ヲ低クスルナリ是レ大学ノ学問深遠ノ府タル所以ヲ失ヒ現状ヨリモ尚ホ淺薄ナル教育所タラシムルノ結果アルヘシ故ニ此改正案ノ実施ハ大学ノ退歩ナリト認ム

〔別紙。二〇七丁以下〕

第二案

文部省案ニ左ノ通ノ修正ヲ加ヘタシ

中学校補習科授業時数

一 必修科目中ノ外国語ヲ第一外国語ト改メ其次ニ第二外国語ニ時間ヲ加フ

一 必修科目中第二外国語五時間ヲ加ヘ物理及化学、数学ノ二科ト之ト選択シテ其一ヲ修メシム

一 同授業時数ノ計ニ二ヲ二四ニ改ム

大学豫備門第一部学科時間割

一 第一部甲英語ニテ入学ノ欄第一年及第二年ノ第一外国語一〇ヲ九トシ第二外国語五ヲ九ニ改ム同乙丙中第一程度ニテ入学ノ欄亦同シ

一 同乙独語第二程度ニテ入学ノ欄第一年及第二年ノ第一外国語一三ヲ一四トシ第二外国語ノ三ヲ四ニ改ム同丙仏語第二程度ニテ入学ノ欄亦同シ

一 学科中法学通論及經濟通論ハ削除ス

一 第一部甲第一年ノ計二九ヲ三〇トシ同第二年ノ三〇ヲ三一ニ改ム

乙丙中第一程度ニテ入学ノ欄亦同シ

帝国大学令第八条中ニ

大学豫備門ノ学科課程ニ付諮詢ノ件

ノ目ヲ加ヘラレンコトヲ建議スル事

〔別紙 表3・1・1 大学豫備門第一部学科時間割 二〇九丁

表2・2と全く同じもの(副本)〕

〔別紙 表3・1・2 大学豫備門第二部学科時間割 二一〇丁

表2・3と全く同じもの(副本)〕

〔別紙 表3・1・3 大学豫備門第三部学科時間割 二二一丁〕

〔別紙 表3・1・4 中学校補習科授業時数 二二二丁〕

資料3・2 工科大学上申

資料3・2A 上申書本文

◎受領文書 二二三丁

(1)①「工科大学」茶色小型一三行野紙

(3)①▽印の文字は【東京帝国/大学工科/大学長印】

②▽割り印【大学】(上部欄外)

今般文部省専門学務局長ヨリ高等学校ノ修業年限ヲ二ケ年トシ中学校補習科一ケ年ヲ終リタル者ヲ入学セシムルコトニ省議決定相成候趣ヲ以テ其部別学科授業時数ニ関シ大学ノ意見承知相成度旨照会ノ件本学ニ係ル分調査候処右ハ現今ノ学制ニ比シ大学豫科ノ素修上却テ不満足ナル結果ヲ来スヘキモノト認定候ニ付本案ニハ同意ヲ表シ兼候得共別紙原按ニ対シテハ乍不本意朱書ノ通り修正相加ヘ置候本来本学ノ希望ハ曩ニ文部総務長官ヨリ三十六年度已降臨時部支辨ニ係ル事項等取調方照会ノ件ニ関聯シ開陳致置候通り現今ノ高等学校大学豫科課程中最後ノ一ケ年ヲ大学ニ編入シ以テ各専門ノ学科研究上適切須要ナル素修ヲ増進セシメ大学ニ於ケル授業ノ完成ヲ期スル趣旨ニ有之候処此時機ニ際シテハ右ノ趣旨ニ基ツキ別紙原按大学豫

備門ニケ年ノ課程ヲ本学ノ所轄範圍トシ工科志望者ニ最モ適切須要ナル授業ヲナシ其素修ニ不足ノ憾ミナカラシメ度教授会ノ熱望ニ有之候要スルニ曩ニ開陳セシ通り本学ニ於テ前途授業ノ完成ヲ期スルニ最モ緊要ナル改善ト確信候ニ付特ニ御考慮ノ上其筋へ御建議相成候様致度此段稟請候也

明治三十五年十一月十日

東京帝国大学工科大学長工学博士辰野金吾 閣

東京帝国大学総長理学博士山川健次郎 殿

資料3・2B 上申書別紙(授業時数)

◎受領文書(写し) 二二五丁

(1)① 蒟蒻版用小型無地紙

(補足説明) 資料2の上部欄外に「本写ヲ各分科ノ大学長へ送付ノ致置候」と記録された写しその物である。各分科大学へ送られた照会文本文の写しが簿冊に保存されたのは、工科大学の上申内容が直接写しに書込まれて送されたためである。

(写)

高等学校ノ修業年限ヲ二ケ年トシ中学校補習科一ケ年ヲ終リタル者ヲ入学セシムルコトニ省議決定相成候ニ付テハ其部別学科授業時数別紙ノ通り相定度候処御意見如何ヤ至急承知致度此段及照会候也

明治三十五年十月三十一日

文部省

東京帝国大学総長理学博士山川健次郎 殿
専門学務局長理学博士松井直吉

〔別紙〕 表3・2・1 大学豫備門第一部学科時間割 二二六丁

表2・1を蒟蒻版で書写したもの

〔別紙〕 表3・2・2 大学豫備門第二部学科時間割 二二七丁

〔別紙〕 表3・2・3 大学豫備門第三部学科時間割 二二八丁

表2・3を蒟蒻版で書写したもの

〔別紙〕 表3・2・4 中学校補習科学科授業時数 二二九丁

資料3・2C 上申書別紙(工科大学将来ノ希望大要)

〔別紙〕

◎受領文書 二二〇丁

(1)① 「工科大学」茶色小型二三行罫紙

(2)③(イ) 上部欄外に「参照」

工科大学将来ノ希望大要

去ル明治二十四五年已来工学志望者ノ数頗ニ増加ノ傾向ヲ生セシ結果本学ニ於テハ漸次学生ノ定員ヲ増加シ之ニ応シタリシモ入学志望者ノ数八年々益々多キヲ加ヘ近年ニ至リ遂ニ教室ノ増築ヲ要スル実況トナリ現ニ造船造兵ニ学科教室ノ如キハ目下建築中ニ属シ又土木工学科教室ハ明年度ヨリ建築ニ着手ノ筈ナルモ右等増築ノ竣工ヲ待ツノ違ナク一時仮教室ヲ設クル等応急ノ策ヲ講シ以テ昨年及本年ノ

二ヶ年ニ於テ定員外特ニ六十名ヲ入学セシメ其通計ヲ四百九十八名ニ増加スルコト、ナシタリ然リト雖モ此定員ヲ以テ年々増加シツ、アル将来ノ入学志望者ニ満足ヲ与フル能ハサルハ事実甚タ明瞭ナルモノ、如シ故ニ本学ニ於テハ前述新築ノ外三十六年度ニ於テ更ニ増築ヲ請求シ土木、機械、造船、電気等ノ如キ志望者多キ学科ハ勿論其他諸学科全般ノ設備ヲ完成シ各学科ノ収容人員ヲ増シ本学々生ノ定員ヲ通計六百六十名トナス豫定ナリ而シテ同時ニ益々學術ノ進歩發達ヲ謀ラサルヘカラス之ヲ謀ラントセハ今日ニ倍スル研究ノ必要アリ随テ經費モ亦勢ヒ増加セサルヲ得サルナリ故ニ学生一名ニ對シ一ヶ年四百円ノ政府支出ヲ仰キ一方ニ於テハ学生ノ授業料ヲ漸次増加シ遂ニ一ヶ年百円トナシ合計五百円ノ割合（此割合ハ現況ニ基ツキ之ヲ概算ス）ヲ以テ經常費一切ヲ支弁シ以テ本学ノ目的ヲ達シ得ル豫定ナリ

右ノ外本学将来ノ希望ハ追テ学制ヲ改メ高等学校大学豫科課程中最後ノ一ヶ年ヲ大学ニ編入シ現今ノ修業期限三ヶ年ヲ四ヶ年トナスニアリ其理由如何トナレハ大学豫科最後ノ一ヶ年ニ於テハ工農ノ三分科志望者ヲ区分シ教授スルノ規程ナルモ實際教授ノ課目ハ殆ント皆共通ニシ一分科大学ヲ主トシ教授スルコト能ハス加之大学ニ於ケル授業ト往々重複ニ渉ルモノアリ旁以テ大学豫科課程中最後ノ一ヶ年ヲ大学ニ編入シ此期ニ於テ各分科特種須要ノ教授ヲナスコト、セハ各自専門ノ学科研究上適切須要ナル素修ヲ増スノミナラス大学ニ於ケル修業期限一ヶ年ノ延長ハ恰モ一ヶ年半餘ノ延長ニモ均シキ効果ヲ奏シ其裨益頗ル大ナルモノト確信ス然リト雖モ此希望タルヤ日

本全般ノ学制ニモ關係ヲ及ホスヘキ問題ニシテ俄ニ実行シ難キハ明白ナルモ本学教授一同ノ希望ニシテ将来ニ於テ授業ノ完成ヲ期スルニハ甚タ緊要ノ改善ト認メタルニ依リ茲ニ其希望ヲ陳ヘ他日ノ資ニ供ス

資料 3・3 理科大学上申

◎受領文書 二二三丁

(1) ①「理科大学」青色小型一〇行罫紙

(2) ①②③の文字は【東京帝国ノ大学理科ノ大学長印】

上申書

文部省諮詢ノ中学校補習科并ニ大学豫備門ノ学科課程ニ對シ本学教授會ニ於テ審議致候結果左ノ如クニ候

一 中学校補習科ノ学科課程ハ原案ノ通りニテ可トス但シ本科ニ在リテハ統一ヲ以テ学科課程調整ノ目的トシ生徒将来ノ希望ニ因リ学科ヲ区々ニスルコトヲ極力排斥スル事此結果トシテ選択科目ノ數ヲ原案ノ程度ニ止ムル事

一 大学豫備門第二部第一年ノ学科ハ凡テ同一ノ学科課程ヲ履修セシムル事

一同第二部乙第二年ノ学科目中心理論物理学、実験学、物理学トアルヲ単ニ物理学トシ。動物学、植物学ヲ単ニ生物学トシ。地質学ヲ第四段ナル農学及農芸化学ノ欄中ニ移ス事

以上ハ諮詢案ニ對スル答案ニ有之候本学教授會ハ尚ホ一步ヲ進メ今

回ノ学制改革案中大学豫備ノ部ニ付キ聊カ意見ヲ陳述致シ候

今回新設ノ計画ナル中学校補習科ハ我邦今日ノ状況ニ照シ好結果ヲ得ルコトハ到底望ムベカラザルコト、信ジ候其理由ハ多キ中ニ就キ良教員ノ缺乏、地方経済ヲ以テ完全ナル設備ヲナスノ困難ナルコト、劇烈ナル入学競争試験ヲシテ制度上現今ヨリモ一年ヲ後レシメ到底入学シ能ハザル生徒ヲシテ他ノ方向ニ転セシムルヲ益々困難ナラシムルコト、不規律ナル競争試験準備学校起リテクラムノ弊ヲ生ジ且ツ徳育上最モ悲ムベキ結果アランコト等ハ其重ナルモノニ有之候本学教授会ノ見ル所ニテハ此際大英断ヲ下シ左ノ如キ改革ヲナスコトヲ得策ト信ジ候

一新設サルベキ大学豫備門ノ課程ヲ二ケ年トシ中学卒業ヲ以テ入学ノ程度トスル事

但シ同門ノ学科課程ハ委員ヲ設ケテ議定セシメ各部内ノ学科課程ハ成ルベク同一ニスル事

一大学院ヲ拡張シ特ニ同院学生ノ為メニ講義ヲ開キ其他ノ設備ヲ完全ニシ益々學術ノ蘊奥ヲ攻究スルノ精神ヲ貫徹セシムル事
右理科大学教授会ノ意見ヲ代表シ茲ニ及上申候也

明治三十五年十一月十一日

東京帝国大学理科大学長理学博士箕作佳吉函

東京帝国大学総長理学博士山川健次郎殿

資料 3・4 農科大学上申

◎受領文書 二二六丁

(1) ①「東京帝国大学農科大学」茶色小型一〇行野紙
(2) ①▽印の文字は「東京帝国大学農科/大学長印」

②▽割り印「東京帝/農科」(上部欄外)

農科大学 大第二八六号

大学豫備門学科授業時数ノ儀本学ニ関スル分ハ各学科共全一ト致シ別紙ノ通ニ致度此段本学意見申進候也

明治三十五年十一月七日

東京帝国大学農科大学長理学博士松井直吉函

東京帝国大学書記官 御中

〔別紙 表 3・4・1 大学豫備門第二部学科時間割(二二七丁)〕

資料 4 「文部省諮問案ニ対スル法科大学ノ意見」

◎文書の性格不明(学内審議用か) 二二八丁

(1) ①菑蕪版印刷物(菑蕪版用無地紙)

文部省諮問案ニ対スル法科大学ノ意見

第二案

左ノ通り修正ヲ加ヘタシ

中学校補習科学科授業時数

一必修科目中ノ外国語ヲ第一外国語ト改メ其次ニ第二外国語ニ時間

ヲ加フ

一 必修科目中第二外国語五時間ヲ加ヘ物理及化学。数学ノ二科ト之ト選択シテ其一ヲ修メシム

一同授業時数ノ計二二ヲ二四ニ改ム

大学豫備門第一部学科時間割

一 第一部甲英語ニテ入学ノ欄第一年及第二年ノ第一外国語一〇ヲ九トシ第二外国語五ヲ九ニ改ム同乙丙中第一程度ニテ入学ノ欄亦同シ

一同乙独語第二程度ニテ入学ノ欄第一年及第二年ノ第一外国語一三

ヲ一四トシ第二外国語ノ三ヲ四ニ改ム同丙仏語第二程度ニテ入学ノ欄亦同シ

一 学科中法学通論及經濟通論ハ削除ス

一 第一部甲第一年ノ計二九ヲ三〇トシ同第二年ノ三〇ヲ三一ニ改ム

乙丙中第一程度ニテ入学ノ欄亦同シ

帝国大学令第八条中ニ

大学豫備門ノ学科課程ニ付諮詢ノ件

ノ目ヲ加ヘラレンコトヲ建議スル事

資料5 理科大学上申案

◎文書ノ性格不明(学内審議用か) 二二二九丁

(1) ① 葯弱版印刷物(葯弱版用無地紙)

(4) 「(秘)」の部分桃色。訂正部分も桃色の印刷

(秘)

上申案

文部省諮詢ノ中学校補習科并ニ大学豫備門ノ学科課程ニ対シ本学教授会ニ於テ審議致候結果左ノ如クニ候

一 中学校補習科ノ学科課程ハ原案ノ通りニテ可トス但シ本科ニ在リテハ統一ヲ以テ学科課程調整ノ目的トシ生徒将来ノ希望ニ因リ学科ヲ区々ニスルコトヲ極力排斥スルヲ此結果トシテ選択科目ノ数ヲ原案ノ程度ニ止ムルヲ

一 大学豫備門第二部第一年ノ学科ハ凡テ同一ノ学科課程ヲ履修セシムルヲ

一同第二部乙第二年ノ学科目申理論物理学、実験物理学、物理学トアルヲ単ニ物理学トシ。動物学、植物学ヲ単ニ生物学トシ。地質学ヲ第四段ナル農学及農芸化学ノ欄中ニ移スヲ

以上ハ諮詢案ニ対(スル答)案ニ有之候本学教授会ハ尚ホ一歩ヲ進

メ今回ノ学制改革案中大学豫備ノ部ニ付キ聊カ意見ヲ陳述致シ候

今回新設ノ計画ナル中学校補習科ハ我邦今日ノ状況ニ照シ好結果ヲ得ルコトハ到底望ムベカラザルコト、信ジ候其理由ハ多キ中ニ良教員ノ缺乏、地方經濟ヲ以テ完全ナル設備ヲナスノ困難ナルヲ、劇烈

ナル入学(競争)試験ヲシテ制度上現今ヨリモ一年ヲ後レシメ到底

入学シ能ハザル生徒ヲシテ他ノ方向ニ転セシムルヲ益々困難ナラシムルヲ、不規律ナル競争試験準備学校起リテクラムノ弊ヲ生シ且ツ

德育上最モ悲ムベキ結果アランコト等ハ其重ナルモノニ有之候本学

教授会ノ見ル所ニテハ此際大英断ヲ下シ左ノ如キ改革ヲナスコトヲ得策ト信ジ候

一 新設サルベキ大学豫備門ノ課程ヲ二ヶ年トシ中学卒業ヲ以テ入学ノ程度トスル

但シ同門ノ学科課程ハ委員ヲ設ケテ議定セシメ各部内ノ学科課程ハ成ルベク同一ニスル

一 大学院ヲ拡張シ特ニ同院学生ノ為メニ講義ヲ開キ其他ノ設備ヲ完全ニシ益々學術ノ蘊奥ヲ攻究スルノ精神ヲ貫徹セシムル

右理科大学教授会ノ意見ヲ代表シ茲ニ及上申候也
明治三十五年十一月十一日

東京帝国大学理科大学長箕作佳吉
東京帝国大学総長山川健次郎殿

資料 6 東京帝国大学評議会議長建議

◎ 発信文書 (稟議書) 二三〇丁

(1) ①「東京帝国大学」茶色二三行罫紙
(2) ①番号なし

②(回) ①「山川」ノ鉛筆【法科八束】 ②「青山」鉛筆【箕】筆【辰野□】
【花押(井上哲次郎)】鉛筆【松井】「検印が文書冒頭ノ上部欄外に押され、または鉛筆等で記入されている。」

③(イ)十一月十四日ノ送達済
(ロ)「親展」「上部欄外」

案

今般高等学校ヲ廃止シ大学豫備門及中学校補習科ヲ被置候事ニ省議御決定相成候趣ニ有之然ル所東京帝国大学評議會ハ右ノ改正ヲ不可ナリト致條聞(思考仕候ニ附)左ニ其理由ヲ開陳仕候

一 改正案実施ノ結果ハ大学生ノ学力ヲ低落セシムルハ必然ニ可有之候現制高等学校ノ成績ニ付テモ大学ハ常ニ其入学者ノ準備ノ学力ノ不足ニ苦ム所ニ有之然ルニ現制高等学校第一年級二代ハル可キ中学校補習科ハ全国各中学校ニ其設立ヲ許可セラルヘキヤニ承知仕候へ共今仮リニ各府県ニ二ヶ所若クハ三ヶ所ノ設立アルトスルモ其数百数十個所ト可相成随テ是ニ対シ相当ノ教員ヲ要スヘク候処目今教員不足ニテ各中学校困難仕リ居候折柄如何ナル手段ニヨリ教員ヲ供給シ得ヘク候哉無覺束次第二御坐候殊ニ外国語ノ如キニ至リ候テハ現今高等学校ニ於テサヘ良教員ヲ得ルニ苦ミ居候哉ニ承知仕候然ルニ位置モ低ク俸給モ劣リタル中学校補習科ニ教員ノ充分ナル供給ヲ得ル能ハサルハ明白ナル事ニ有之加フルニ其他ノ準備ニ於テモ高等学校ニ於ケルヨリ不充分ナルヘキハ勿論ノ事ニ御坐候得ハ補習科卒業生ノ学力ハ高等学校一年修業生ノ学力ヨリ劣リ可申ハ申共迄モ無之

一 府県ニ於ケル補習科ノ設備不完全ナルト豫備門入学競争ノ激烈ナ

第二候

ルトノ結果ハ試験準備ヲ唯一ノ目的トスル不規律ナル学校東京府下ニ勃興シ全国ノ学生東京ニ蟻集シ来リ其極徳育上深く憂フ可キ結果ヲ来タスハ必然ノ事ト存候

一現制ニ拠レハ中学校卒業生ハ激烈ナル競争試験ヲ経狭隘ナル関門ヲ通過シテ始メテ高等学校所在地ニ移住シ大学豫備ノ第一年課程ヲ修ルル候〔候〕ニ改正案ニヨレハ卒業生ハ地方ニ在住シナカラ無試験ニテ大学豫備ノ第一年タル補習科ニ入ルコトヲ得ルニヨリ其設備ノ不完全ナルニモ係〔拘ハ〕ラス之ニ入学スルモノハ其数非常ニ多カル可ク一方ニ於テハ大学豫備学校ノ〔数〕減少スルニヨリ其結果補習科ヲ終リタルモノ、多数ハ豫備門ニ入ルコトヲ得ス一ヶ年ノ補習ハ徒勞ニ属シ方向ニ迷ハシムルノ弊甚シカルヘクト信候尤モ今日ト雖モ中学校卒業生ノ高等学校入学ヲ志望シ入学シ能ハサルモノ多数ニテ方向ニ迷フモノ從テ多数ナルハ勿論ニ御坐候へ共改正案ニヨレハ一ヶ年補習科ニ於テ大学豫備ノ学科ヲ修メタル後ニ於テ其方向ニ迷フハ生徒ニ取り猶一段ノ迷惑ト被存候

一本年高等学校入学ヲ志望セルモノ殆ント五千人ニ候ヒシガ前段申述候通り地方ニ在住シナカラ無試験ニテ補習科ニ入ルヲ得ルト中学卒業生ノ増加トニ因リ都下ニ遊学スルモノヲ除キ候テモ猶補習科ニ入学スルモノハ五千人ニ下ラサル可シ然ラハ現制ニテハ千六百二人ニ対スル費用ヲ国庫ニテ支弁シタルヲ變シテ五千人ニ対スル費用ヲ地方ニ負担セシムル事ニ相成可申加フルニ八ヶ所ノ高等学校ニ集合スルト二百六十余ヶ所ニ散在セシムルト其經濟上ノ利害判然タル儀ニ御坐候

一大学入学者ノ数ハ現制ニ於テモ大学ニ於テ收容シ得可キ定員ニ満チ不申尤モ二三学科ニ於テハ入学希望者定員ニ超過スルヲ以テ競争試験ヲ施スノ必要有之候儀モ候へ共他ハ猶入学者ノ数ノ増加致候モ收容シ得ラル、餘地有之候儀并條然ルニ改正案ニ依レハ高等学校ノ数ヲ減シ大学入学者ノ数ヲ減セラル、ノ計画ニ有之候趣是レ大学ニ入り高等専門教育ヲ受ケント欲スル者ニ対シ現行制度ヨリモ尚甚シク人爲的ニ之ヲ制限杜絶スルモノニ有之候閣下ノ熟知セラレ候如ク目今歐洲米諸強國ニ於ケル大学年々ノ入学者ハ其数万ニ近キモノアリ少キモ数千ニ下ラズ單リ本邦ニアリテ其数ヲ千百名強（今豫備門入学者ヲ千三百名ト仮定シ壹割三分ヲ減スルモノトスレハ千五百三十一名ヲ得）トナシ外邦ト競争シ得ヘキカ是レ最モ本案ノ不可ナル点ノ一二御坐候

以上ノ理由ニ依リ東京帝国大学評議會ハ多少ノ不完全ハ免レサル所ニ有之候へ共寧口現制ノ儘被差置候方遙カニ高等教育ノ為メ利益ナリトノ意見ニ有之候此段帝国大学令第八条ニ依リ建議致候也

年月日

本学評議會議長

大臣 宛

（しよざわ じゅん 群馬大学教育学部助教授）

資料 1 東京帝国大学総長から文部省専門学務局長への回答

表 1 : 1

◎ 兼信文書別紙 (兼議書) 一九四丁

① 新装版簡易印刷物

(4) 右欄外に「秘」、上部欄外に「宋書八修正案」、右欄外に「法科ノ意見」

* 印刷復れが墨筆で記入されている。

大学豫備門第一部学科時間割											
第一部甲 新装版簡易印刷物 兼信文書別紙	英語ニテ入学	第一年	倫理	漢国 文語	第一 外語 英語九 英語十	第二 外語 英語九 英語十	第三 外語 英語九 英語十	歴史	經濟 論	心理 及 理	体 操
	第二 年	第二 年	第四	第四	第四	第四	第四	第四	第四	第二	三
第一部乙	度独 二語 ニ第二 入学程	第一年		漢国 文語	第一 外語 英語九 英語十	第二 外語 英語九 英語十	第三 外語 英語九 英語十	歴史	經濟 論	心理 及 理	体 操
	第二 年	第二 年	第四	第四	第四	第四	第四	第四	第四	第二	三
独 文法	度独 二語 ニ第一 入学程	第一年		漢国 文語	第一 外語 英語九 英語十	第二 外語 英語九 英語十	第三 外語 英語九 英語十	歴史	經濟 論	心理 及 理	体 操
	第二 年	第二 年	第五	第四	第四	第四	第四	第四	第四	第二	三
第一部丙	度仏 二語 ニ第二 入学程	第一年		漢国 文語	第一 外語 英語九 英語十	第二 外語 英語九 英語十	第三 外語 英語九 英語十	歴史	經濟 論	心理 及 理	体 操
	第二 年	第二 年	第五	第四	第四	第四	第四	第四	第四	第二	三
仏 文法	度仏 二語 ニ第一 入学程	第一年		漢国 文語	第一 外語 英語九 英語十	第二 外語 英語九 英語十	第三 外語 英語九 英語十	歴史	經濟 論	心理 及 理	体 操
	第二 年	第二 年	第五	第四	第四	第四	第四	第四	第四	第二	三

〔繰り折返し部分〕

備考	計
一 独語第一程度下ハ中学校ニテ独語ヲ修メ尚一ヶ年補習科ニテ之ヲ継続シタルモノヲ試験スルノ程度 第二程度下ハ	三〇 卅
中学校補習科ノミニテ独語ヲ修メタルモノヲ試験スル程度ヲ云フ	三〇 卅
一 仏語第一程度 第二程度ハ独語ニ準テ	三〇 卅
一 倫理ハ別ニ時間ヲ定メテ各校随意ニ之ヲ課スルモノトス	三〇 卅

表1・2

◎兼用図書別紙(要議書) 一九五

①①高麗版簡易印刷物(小型)

*合計「三〇」となるはずだが、評議会の記録でも「二八」となっている。「論理心理」を加え忘れたと思われる。

大学豫備門第二部学科時間割		第一年		第二年											
志望部	学科名	倫理	第一外国語(英語)	第二外国語(韓国語)	数学	物理	化学	植物	動物	地質	図画	論理心理	測量	体操	計
第二部	土木工学 機械工学 造船学 建築学	農林学 農学 農学 農学	八	八	六	三	三	三	二	二	三	二	三	三	三
			八	八	六	三	三	三	三	二	二	三	二	三	三
			八	八	六	三	三	三	三	二	二	三	二	三	三
第二部甲(工科)	電気工学 造兵学 応用化学 製造化学 冶金学 応用化学	農林学 農学 農学 農学	八	八	六	三	三	三	二	二	三	二	三	三	三
			八	八	六	三	三	三	三	二	二	三	二	三	三
			八	八	六	三	三	三	三	二	二	三	二	三	三
第二部乙(理科ノ内農科)	数学、屋敷 理論物理学 実験物理学 物理学	農林学 農学 農学 農学	八	八	六	三	三	三	二	二	三	二	三	三	三
			八	八	六	三	三	三	三	二	二	三	二	三	三
			八	八	六	三	三	三	三	二	二	三	二	三	三
第二部	薬学動物 地質学 獣医学	農林学 農学 農学 農学	八	八	六	三	三	三	二	二	三	二	三	三	三
			八	八	六	三	三	三	三	二	二	三	二	三	三
			八	八	六	三	三	三	三	二	二	三	二	三	三

一電気工学、探鉱及冶金学、応用化学科第二年ノ第二外国語八独語二限ル

表 1.3

◎ 發信文書別紙(實議書) 一九六丁
 ⊕ 珣翳版簡易印刷物(小型)

参照

大学豫備門第三部学科時間割										
		独語第二程度ニテ入学		独語第一程度ニテ入学						
	倫理	第一外國語(独語)	第二外國語(英語)	羅旬語	数学	物理	化学	植物	体操	計
第一年		三	三		二	三	三	四	三	三
第二年		三	二	二		三	二	三	三	三
第一年		一〇	五		二	三	三	四	三	三〇
第二年		一〇	四	二		三	二	三	三	三〇

◎発信文書別紙(要議書) 一九七

①獨寫版簡易印刷物

(補足説明)本表では、最初資料大学の外国語案を表中に書き加え、そのあと、それを削除した上で末尾の注意書きに法科大H1学の外国語案を書き加えたと見られる。

参照

中学校補習科学科授業時数		中学校補習科学科授業時数												
必修科目ノ毎週授業時数	第一選択科目ノ毎週授業時数	第二選択科目ノ毎週授業時数	修身	国語及漢文	第一外国語	第二外国語	歴史地理	数学	物理及化学	第三外国語	博物	図画	体操	計
			一	三	一〇	七	二〇	三	三	二	五	三	三	三
														三

一必修科目ノ外第一選択科目ノ内ニ就テ各一科ヲ、ヲ選ビ之ヲ学習スヘキモノトス
 一大学豫備門ニ入ラント欲スル者ハ本表補習科ヲ修メ尚ホ半年以内本表中ノ一科目若クハ数科目ヲ学習スルコトヲ得
 一必修科目中物理及化学。数学ノ二科ノ外、第一外国語トハ選択ノ事修メタル
 一法科志望生ニハ必修科目中ノ外国語ヲ第一外国語ト改メ其次ニ第二外国語ト時間ヲ加フ
 一必修科目中第二外国語七時間ト物理〔区〕化学。数学〔五時間〕。ノ二科ト之〔ヲ〕選択シニ其ノ修メシム

大学豫備門第一部学科時間割											
第一部甲 (綜理(理)安(安)修)	英語ニテ入学	第一年	倫理	漢国 文語	国第一 語外	国第二 語外	歴史	通法 論学	通経 論学	心理及 倫理	体操
第一部甲 (綜理(理)安(安)修)	英語ニテ入学	第一年		五	〇	〃	四	二	二	二	三
		第二年		四	一〇	〃	四	二	二	二	三
第一部乙	度独ニ語ニテ入学	第一年		五	〃	〃	四	二	二	二	三
		第二年		四	一〇	〃	四	二	二	二	三
第一部丙	度仏ニ語ニテ入学	第一年		五	〃	〃	四	二	二	二	三
		第二年		四	一〇	〃	四	二	二	二	三
第一部丙	度仏ニ語ニテ入学	第一年		五	〃	〃	四	二	二	二	三
		第二年		四	一〇	〃	四	二	二	二	三
第一部丙	度仏ニ語ニテ入学	第一年		五	〃	〃	四	二	二	二	三
		第二年		四	一〇	〃	四	二	二	二	三
第一部丙	度仏ニ語ニテ入学	第一年		五	〃	〃	四	二	二	二	三
		第二年		四	一〇	〃	四	二	二	二	三

【袋綴し折返し部分】

備考	計
一 独語第二程度トハ中学校ニテ独語ヲ修メタルモノヲ試験スルノ程度第二程度トハ	三〇
中学校補習科ノニテ独語ヲ修メタルモノヲ試験スル程度ヲ云フ*第一部ト表示ナシ	三〇
一 仏語第一程度第二程度ハ独語ニ準ス	二九
一 倫理ハ別ニ時間ヲ定メ又各校随意ニ之ヲ課スルモノトス	三〇

表 2・2

◎ 受領文書別紙 二〇〇丁

① 「文部省」茶色「三行罫紙（罫紙に活字版刷）」

* の部分は鉛筆で記入されている。

大学豫備門第二部学科時間割

学年	志望学部	学科名	倫理	英会話 講義 科中 二 三 七	英会話 講義 科中 二 三 七	数学	物理	化学	植物	地物 植物	実 験 中 心 科 二 三 七	[袋綴し折返し部分]															
												図画	測量														
第 二 年	第二部 甲（工科）	土木工学 造船工学 建築工学	/	六	六	六	三	三	三	三	三	三	三	三													
															電気工学 探鉱及冶金学	六	六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
		星数 数学 物理 物理学	八	六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三													
															化学	八	六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	
																											動物植物 薬物 地植物 医学
	農学	八	六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三														
														林学	八	六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	
																											第二部 乙（医理科ノ内農学科科）
	純正化学	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三														
														植物 動物 地植物 医学	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	
																											農学
林学	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三															
													第一倫理	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三		
																										第二倫理	三
第三倫理	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三															

図画	測量	体操	計	備考
三	三	三	三〇 講義 中 心 科 二 三 七	
三	三	三	三〇	
三	三	三	二九	
三	三	三	三三	
三	三	三	二九	
三	三	三	二八	
三	三	三	二六	
三	三	三	一九	
三	三	三	三三	

一 倫理八別二時間予定又各校随意ニ之ヲ課スルモノトス

参照	中学校補習科学科授業時数									
修身	国語及漢文	外国語	歴史地理	数学	物理及化学	博物	図画	体操	計	
必修科目毎週授業時数	一	三	一〇	三	二			三	三三	
第一選択科目毎週授業時数									三	
第二選択科目毎週授業時数									三	
				三						三

[袋綴し折返し部分]

一必修科目ノ外第一選択科目、第二選択科目ノ内ニ就キ各一科ツ、ヲ選ビ之ヲ学修スヘキモノス	一大学豫備門ニ入ラント欲スル者ハ本表基置科ヲ修メ尚ホ半々年以内本表中ノ一科目若クハ数科目ヲ学修スルコトヲ	得
---	--	---

- 表3・1・2 (修正がなく、表2・2と全く同じもの(副本)につき、省略)
 ◎受領文書別紙 二一〇丁
 ①「文部省」茶色三行罫紙(罫紙に珪藻版刷)
- 表3・1・3 (修正がなく、表2・3と全く同じもの(副本)につき、省略)
 ◎受領文書別紙 二二一丁
 ①「文部省」茶色三行罫紙(罫紙に珪藻版刷)
- 表3・1・4
 ◎受領文書別紙 二二二丁
 ①「文部省」茶色三行罫紙(罫紙に珪藻版刷)

参照		中学校補習科学科授業時数										
修身	国語及漢文	外国語	歴史地理	数学	物理及化学	博物	図画	体操	計	得		
必修科目ノ毎週授業時数	一	三	一〇 (第二10 第二5選) (第二2)	三	三 (第一選)	二 (第二選)		三	三	三	一必修科目ノ外第一選択科目、第二選択科目ノ内ニ就キ各一科ノ、ヲ選ビ之ヲ学修スヘキモノトス	一大学豫備門ニ入ラント欲スル者ハ本表補習科ヲ修メ尚ホ半年以内本表中ノ一科目若クハ数科目ヲ学修スルコトヲ
第二選択科目ノ毎週授業時数			三				三		三			
第二選択科目ノ毎週授業時数				三					三			

〔袋綴し折返し部分〕

表3・2・3 (修正がなく、表2・3を罫版で書写したものに付き、省略)

◎愛媛文書別紙 二二八丁

①罫版簡易印刷物

表3・2・4

◎愛媛文書別紙 二二九丁

①罫版簡易印刷物

*修正は記入されていない。

参照

中学校補習科学科授業時数		[袋綴し折返し部分]									
必修科目/毎週授業時数	第一選択科目/毎週授業時数	修身	国語及漢文	外国語	歴史地理	数学	物理及化学	博物	図画	体操	計
必修科目/毎週授業時数	第一選択科目/毎週授業時数	一	三	一〇		三	二			三	三三
第二選択科目/毎週授業時数					三			三	五		三*
			三								三

一必修科目/外第一選択科目、第二選択科目の内三就き各一科ヲ、ヲ選ミテ之ヲ学修スルモノトス

一大学教職課程ニ入ラント欲スル者ハ本表補習科ヲ修メ尚ホ半々年以内本表中ノ一科目若クハ数科目ヲ学修スルコトヲ得

